

危険物運搬船のビルジポンプを有する区画に対する 換気回数に関する解釈に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

危険物運搬船のビルジポンプを有する区画に対する換気回数に関する解釈に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 19 規則では、危険物の運送に関する設備要件を規定しており、本会は当該規則を鋼船規則 R 編 19 章に取り込んでいる。当該規則では、閉囲された貨物区域及びビルジポンプを有する区画（可燃性又は有毒性の液体を運送する場合）に毎時 6 回の換気が行える通風装置が要求されている。

また、上記の通風装置への軽減規定として、貨物区域の通風装置にあつては、IMDG コード Class 2, 3, 6.1, 8 の貨物を閉囲された貨物コンテナで運送する場合には、換気回数を 2 回まで減じてよい旨規定されている。ただし、ビルジポンプを有する区画に対しては、このような換気回数の軽減規定は存在しない。

ビルジポンプを貨物倉内に設置する場合。貨物区域に対する 2 回換気の要件及びビルジポンプを有する区画に対する 6 回換気の要件がそれぞれ適用されることから、当該区画の通風装置の換気回数を少ない方に合わせ 2 回としてよいかは不明確であった。このため、IACS は、上述の場合における換気回数の取り扱いについて明確にすべく IACS 統一解釈 SC288 を作成した。

このため、IACS 統一解釈 SC288 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

IMDG コード Class 2, 3, 6.1, 8 の貨物を閉囲された貨物コンテナで運送する場合であつて、ビルジポンプを貨物区域内に設置する場合、貨物区域に対する換気回数の軽減規定を、ビルジポンプを有する区画に対する換気回数にも適用できる旨規定した。

改正条項

鋼船規則検査要領 R 編 R19.3.5